

2020年8月7日

厚生労働省 年金局
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見について

2020年7月8日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ提出しますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見

項番	内容
1	<p data-bbox="336 551 448 580"><意見></p> <p data-bbox="336 584 1356 763">資産運用委員会について、「事業主又は企業年金基金の理事長若しくは積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「理事長等」という。）に対し助言するため、事業主（その代理人を含む。）及び加入者をそれぞれ代表する者で構成される資産運用委員会を置かなければならないこととする。」との記載があるが、次の理解でよいか。</p> <ol data-bbox="336 837 1356 1016" style="list-style-type: none"><li data-bbox="336 837 1356 909">① 資産運用委員会を構成するメンバーとして「加入者を代表する者」を必ず選定するよう規制が変更された。<li data-bbox="336 949 1356 1016">② 基金型の場合、加入者を代表する者には、加入者の互選により選出された互選代議員が含まれる。

以 上